

原子力規制委員会原子力規制庁殿

NDCの核燃料物質使用施設等保安規定の
変更認可申請について

2024年1月23日

MHI原子力研究開発株式会社

1. 変更の概要

変更内容は以下の通り。

①放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項の追加

管理区域内で発生する廃棄物に関して、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、放射性廃棄物でない廃棄物の管理方法(NR)についての記載を追加する。

②業務分担の変更に伴う職務変更

現在、管理課長の職務としている保守管理に関する業務を安全管理部所掌に変更し、施設管理グループ長の職務へ変更する。

2.変更の内容①

(放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項の追加)

1.はじめに

本内容の追加は、平成25年に原子力規制委員会にて定められた「使用施設等における保安規定の審査基準の制定について」に記載された「使用規則第2条の12第1項第8号(線量、線量当量、汚染の除去等)」に基づき、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参照とし、保安規定第33条の2に「放射性廃棄物でない廃棄物」を追加する。次ページに追加内容を示す。

2.変更の内容②

(放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項の追加)

(放射性廃棄物でない廃棄物)

第33条の2 放射線管理グループ長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として搬出する場合は、次に掲げる事項を確認する。

次ページへ続く

2.変更の内容③

(放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項の追加)

- (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。
なお、汚染された資材等については、汚染部位を特定・分離を行った場合、汚染されていない部位について、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。
- (2) 使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により、汚染がないこと。
なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていなかった物品については、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、その記録等により汚染がないこと。
- (3) 放射性廃棄物でない廃棄物として搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。
- (4) 適切な測定方法によって放射線測定を行い、測定結果がバックグラウンド変動を考慮した理論値限界曲線の検出限界値未満であること。

2.変更の内容④ (業務分担の変更に伴う職務変更)

第5条(職務)に関して管理課長の職務である以下の事項を、保守管理業務の一元化を目的に安全管理部所掌に変更し、管理課長及び施設管理グループ長の職務を変更する。また、所掌変更により所管部門が管理部から安全管理部へ変更されるため、変更に伴った記載の見直しをおこなう。

【管理課長から施設管理グループ長へ変更する職務事項】

- ①周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること
- ②通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**